

福島県発注の工事及び測量等委託業務の最低制限価格等の見直しについて

平成29年9月7日

入札監理課

1 最低制限価格等の見直し

- 最低制限価格等は工事の品質確保を図ることを目的に設けていますが、平成29年4月1日に行われた国の見直し等を踏まえ、契約価格の適正化を一層推進する観点から、見直しを行います。
- 今回の見直しは工事及び測量等委託業務が対象となります。
- 工事については、現在の水準から全体平均で約1%引き上げた水準とします。設定範囲の変更は行いません（予定価格の87%から92%程度）。
これまでと同様に、スケールメリットや工法等によるコスト削減の可能性を考慮し、工事の規模が小さいほど水準を高くします。
- 測量等委託業務についても、工事と同様に設定範囲は変更せずに、測量業務で約1%、地質調査業務で約4%、土木設計業務で約6%引き上げた水準とします。（国の見直しがないため、建築設計業務は見直しません。）

2 実施時期

- 平成29年10月1日以降に起工等を行う工事と測量等業務委託から対象とします。
- 対象となる工事及び測量等委託業務については、入札公告の「入札に付する事項」に、対象であることを平成29年12月末まで明示します。

3 公表

- 最低制限価格等の設定方法や金額については、従来どおり非公表とします。

4 失格基準の見直し

- 最低制限価格等の見直しに伴い、総合評価方式の低入札価格調査の失格基準を次表のとおり変更します。

入札金額（税込）	現場管理費の基準割合	
	現 行	見 直 し 後
5千万円以下	0.75	0.90
5千万円超5億円以下		0.85
5億円超		0.80

- 平成29年10月1日以降に起工する工事から対象とします。